

仕 様 書

1. 業務年度及び業務名

令和5年度和歌山下津港クルーズ客船寄港時保安警備業務

2. 業務場所（位置図 参照）

施設名	所在地
和歌山下津港西浜第5岸壁	和歌山市西浜字向ノ坪 1660 番地の 634

3. 業務内容

イメージ図を参考に【令和5年6月2日（金）8:00~17:00（予定）】および【令和5年6月11日（日）8:00~17:00（予定）】に、以下の業務を実施すること。なお業務にあたっては、和歌山下津港埠頭保安規程（以下、規程という。）の記載内容を十分に理解し、従うこと。

(1) 常時監視警備業務

上記施設において和歌山下津港湾事務所が指定する場所に警備員各日6名を配置し、仮設フェンス等を乗り越えて人が侵入しないように常時立哨監視警備を行う。

(2) 出入管理警備業務

ア) 上記施設出入口において各日1名を配置し、施設を出入りする人、車両および貨物等のすべてに対して出入管理および立入許可証又は車両通行許可証の確認を行い台帳に記録する。

イ) 施設内に持ち込まれる物品について、貨物等は配送伝票の確認及び外観に不審な点がないか、人が携行する手荷物は外観に不審な点がないか、並びに、車両は車内に不審者及び不審物が紛れ込んでいないかを確認する。

ウ) 許可証を持たない人及び車両、並びに、配送伝票の無い貨物の施設内への入場については、入場許可を求める者に対し本人確認・所属確認・目的確認を行い、入場の必要性が確認された場合のみ、一時通行許可証を配布のうえ入場を許可するものとし、退出時に一時通行許可証を回収する。

4. 契約期間

契約日から令和5年6月12日まで

5. 業務実施要件

業務開始時まで、契約期間中における業務実施に係る損害賠償保険（身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故につき10億円以上）に加入していること。

6. 委託費用に関する事項

受託者とは「3. 業務内容」で定める業務に要する費用を総額で契約する。

7. 委託費用の支払い

業務を終了したときは、和歌山下津港湾事務所の職員の確認を受けた後、適法な支払請求書を提出し、受理された日から30日以内に支払うものとする。

8. 報告

1日の業務終了後、速やかに業務報告書を作成し、FAXで和歌山下津港湾事務所に報告する。

9. 警備員の要件

- (1) 受託者は、港湾の警備・監視等に関する知識と適切な判断力、職務を遂行する能力を有する警備員を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、県の実施または推薦する講習会、訓練等に配置する警備員を参加させなければならない。これに要する経費は受託者の負担とする。

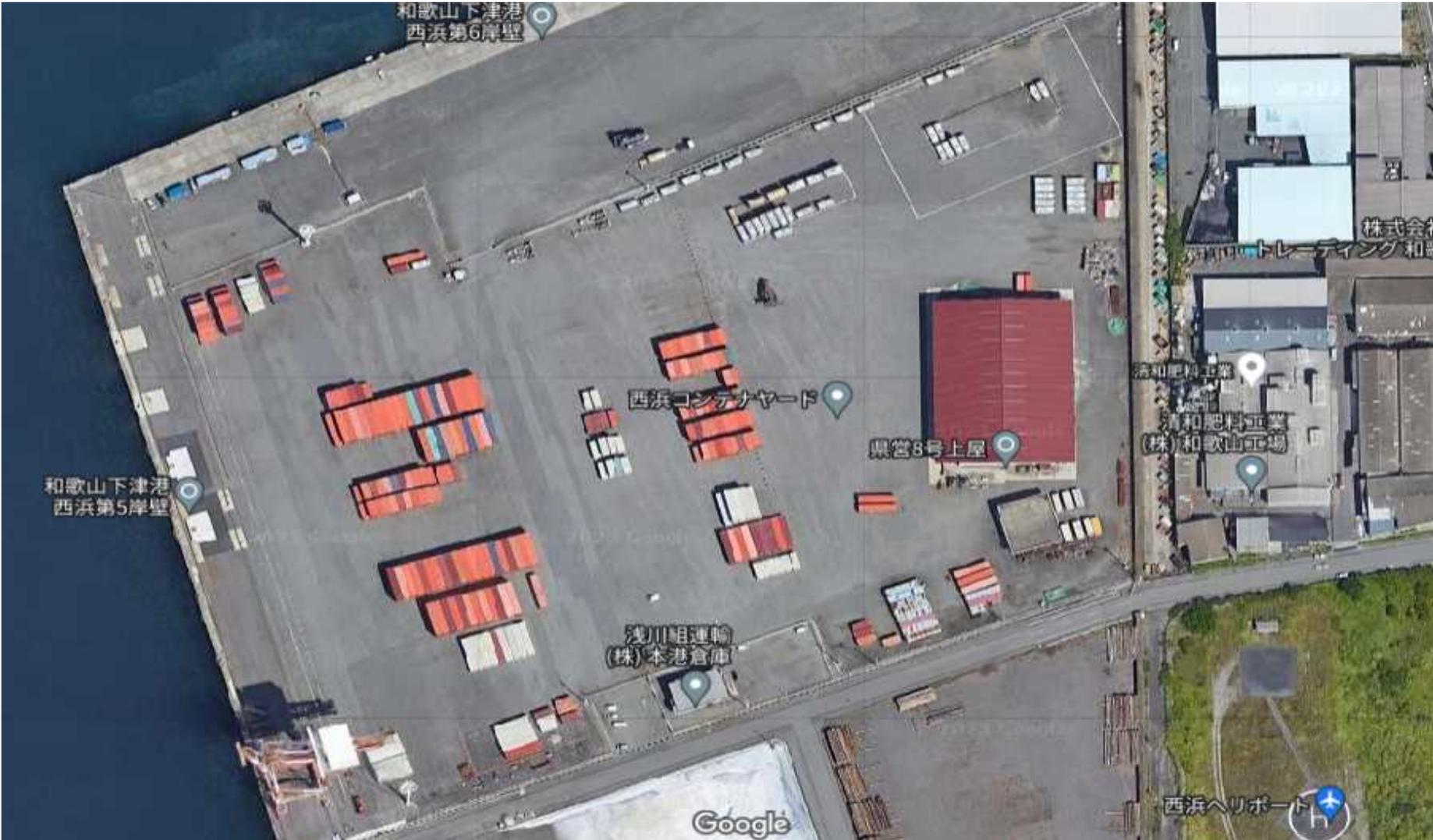
10. 必要な設備等にかかる経費の負担

本業務に係る必要な経費及び機材（警備用品、通信機器等）は受託者の負担とする。

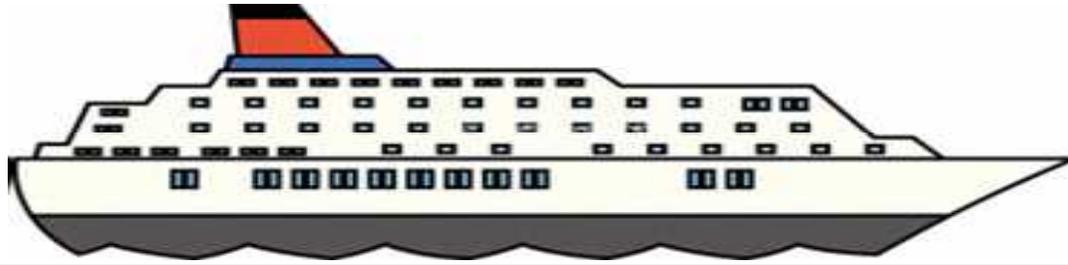
11. その他

警備業務上、港湾関係者と調整を行う際は、丁寧な対応を心掛け、円滑に業務を遂行すること。

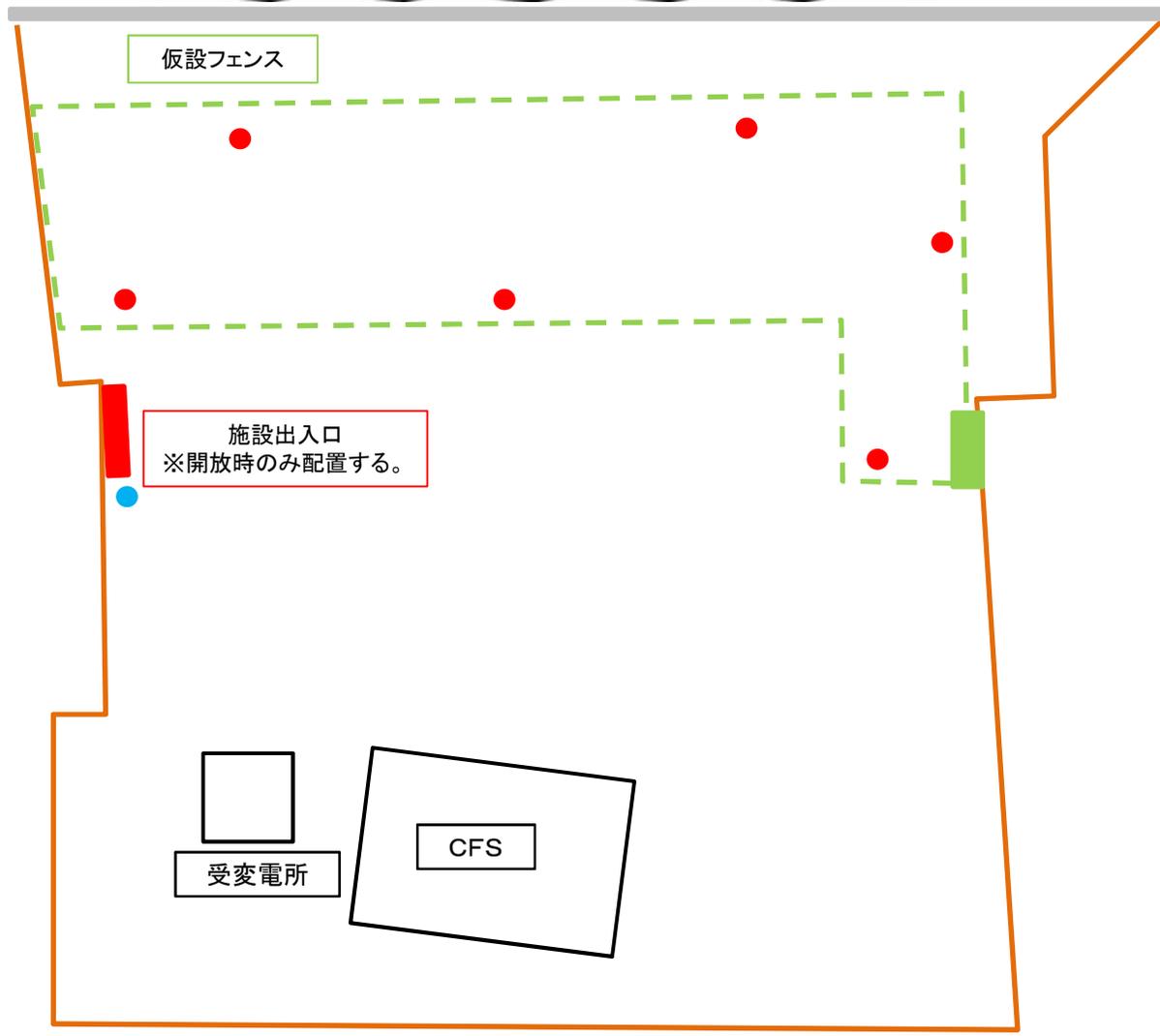
別紙（位置図）



イメージ図



- 出入管理警備員
- 常時監視警備員
- 臨時アクセスポイント



仮設フェンス

